

定例会では6月6日から7日にかけて一般質問が行われ、12人の議員が質問に立ちました。その主な内容を、紙面の都合上、1人2項目以内に要約して掲載しました。発言内容は、発言議員本人からの寄稿によるものです。



詳細な内容は、三原市議会ホームページで閲覧できますのでご覧ください。

三原市議会 会議録検索

三原市議会YouTube

(会議録公表は、議会終了後おおむね3ヵ月を要しますのでご了承ください。)



※各議員のQRコードを読み取っていただくと、それぞれの一般質問をご覧いただけます。

本市の産廃処分場対応について



すみひろ ゆたか
角広 寛

■ 本郷産業廃棄物最終処分場に係る本市の対応について
■ 太陽光発電設備設置条例について



問 水質検査結果の全てを真つ黒に塗りつぶし、未だに隠蔽しながら部分公開だと言いつけるのは偽りの答弁ではないか。岡田市長も同じ考えか問う。

答 当該水質検査は市の簡易検査であり、かつ廃掃法に基づく県の行政指導の執行等に支障をきたすおそれがあるため部分公開としており、隠蔽ではない。一部でも黒塗りをしたものは部分公開として取り扱っており、情報公開請求に基づき適正に処理している。

問 住民の検査で今も汚染水が流出しているから水田を守るパイプを要望している。最初の市の簡易検査は基準を超えていたはずだ。なぜ本市は住民が求めた時に検査せず、設置は不要と言われるのか問う。

答 7月21日以降に本市が実施した検査では農業用に適さないとの判断は困難であり、パイプ設置は見送っている。今後も水質検査結果の状況を踏まえ検討していく。

問 現場では、大雨の度に排水路が越水を繰り返している。森林法

は、工事中でも想定を超える豪雨でも安全な開発を求めている。毎秒1・5トンの雨水を1本の細い水路で許可した本市の林地開発許可は、森林法違反ではないか。

答 排水施設は算定雨量を流下できる構造で計画されている。整備中は降雨の影響を受ける可能性があり、仮の沈砂池等の対策を行っているとの認識している。今後も災害防止措置の徹底を求めていく。

太陽光発電設備設置条例について
問 太陽光発電設備の設置及び維持管理については、里道や水路上へのパネル設置、隣接農地への砂利混入、無断進入、草木の繁茂など、近隣住民から多くの苦情や相談を受けている。トラブル後の解決ではなく未然に防ぐため早急に立地規制や住民説明、隣接者同意、維持管理計画書などについて定めた条例を制定すべきでないか。

答 各担当部署で把握した苦情やトラブルは、是正指導等の対応により解決に結びついており、現時点で条例制定に着手する考えはないが、今後の状況、他自治体の動向を確認し研究していく。



おか とみ お
岡 富雄

■本市の農業施策（農地の維持等）について
■理科教育設備（実験備品）の整備について



農業施策や農地の維持について

問 久井地域においては、現在集落法人を中心に農業を行っているが、高齢化や人口減で経営を維持できない集落法人が出てくる可能性があるなかで、今後の農業従事者の雇用対策や集落法人の再編成、また、耕作放棄地になる可能性のある農地の活用や集落の維持について本市の考えを聞く。

答 本市では、集落法人35経営体のうち、設立から10年以上経過した法人が32あり、年数の経過とともに高齢化による人材不足や販売価格の低迷・資材価格の高騰により、所得が減少し、厳しい経営を強いられている状況は認識している。

このような状況に対応し、経営を維持していくためには、複数の集落法人が共同出資して、新たな法人を設立し、共同経営で機械の保有や資材を一括購入するなど経営の効率化を図り、新たな雇用を創出する仕組みとなる2階建て方式の法人設立に向けた法人間同士の協議の場の設定を本市としても支援していきたいと考えている。

また、営農条件の悪い農地は、

周辺の農地と分離されているため有機農業を行う場合や別に仕事をしながら農業をする半農半Xの農業者には、魅力的な農地となり得ることもあるので、斡旋をしている。これら多様な担い手確保による企業参入や移住等、新たな人材によって地域の活性化が期待されることから、引き続き積極的に取り組んでいく。

理科教育設備の整備について

問 令和5年度の広島県公立高校選抜試験で出た理科の問題で実験備品不足で必要な実験ができていなかった中学校があったが、高校入試などに影響がないようにするため、今後の備品整備に対する考えを聞く。

答 整備については、令和2年度より、国が示す最重点設備を踏まえて、市が一括購入し整備してきたが、各学校で必要とする優先順位が異なるなどの意見があったことから、6年度より各学校のニーズにも応えられるよう、学校が必要とする備品も購入できるように対応を変更した。

一 般 質 問



こもと だ ち
寺田 元子

■大地震に備えた防災対策の強化について
■本市における自衛隊に対する考え方について



大地震に備えた防災対策の強化

問 ①能登半島地震を教訓に本市の被害想定や公的備蓄・トイレ対策・ジェンダー視点での避難所・上下水道の耐震化などの見直しが必要ではないか。

②木造住宅の耐震化は進んでおらず、今のままでは南海トラフ大地震に対応できないのではないか。

耐震診断は自己負担をなくし、耐震改修補助は限度額百万円の引上げを。

③地震発生時の火災予防のための感震ブレーカーの設置補助を。

④家具等転倒防止器具購入や取り付けへの補助制度を。

答 ①来年秋に県が地震被害想定の見直しを行うのを受け、本市の防災対策を見直す。ジェンダー視点での避難所対応など、国の担当部局と意見交換を始めている。上下水道の耐震化は国の動きを注視し推進していく。

②耐震診断の自己負担は経費分として頂いている。補助限度額は県内市町で協議して、令和3年度から百万円に引き上げており、更なる引上げは予定していない。

③④いずれも地震発生時に効果が期待できるが、補助制度の創設には財源確保等課題も大きく、現時点では周知啓発活動に努める。

問 台湾の地震対応の報道を見て、日本の避難環境は劣悪だとの意見がある。甚大な被害を受けた本市として独自の防災対策見直しの視点が必要ではないか。

答 住民の皆さんが災害から命を守る行動をとる視点が最も重要だと考えており引き続き対応する。

自衛隊への本市の対応について

問 岸田政権が地方自治体に対し自衛官募集のための名簿提供を迫る中、22年度には6割の自治体が電子および紙媒体で18歳と22歳の情報を提供しているが本市の対応はどうか。さつき祭りへの防衛省ブースは中止すべきではないか。

答 本市では、対象者を抽出した紙媒体やデータでの情報提供は行っており、現在の対応を改める予定はない。さつき祭りなどのイベントで自衛隊の一般的広報活動が行われているが、実施内容に問題はなく、中止を求めることは考えていない。



まさひろ 前田 市長

■市立学校の教職員の人数は足りているか
 ■教職員の勤務時間のうち、休憩時間は守られているか



公立学校の教職員は足りているのか

問 本市では、各学校の学級数に見合うような教職員定数は守られているか。

答 加配教員は二つの学校で1名ずつ配置できていないが、教員がないため、授業ができないことはない。

問 配置できていないということは、学校運営に支障をきたすのではないか。

答 加配教員を措置できていないことに、特段の支障はない。

県教委、文科省の通達は現場で遵守されているか

問 以前教職員の休憩について質問したが、その後どのようなになっているか。県教委から「労働安全衛生法第66条の8に基づく勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムによる適正な勤務時間管理について」という通達が出されているが、この通達が遵守されているか。

答 本市では、校務支援システムを活用し、休憩時間や在校等時間などの実態把握を行い、適正な勤

務時間管理に努めている。

問 パソコン等を整備し、勤務時間を把握し、記録することはできているか。

答 学校における働き方改革取組方針に明記し、周知を図ってきた。

問 当該記録等から勤務時間を適正に把握し、適正に管理することとあるが、勤務時間は適正に管理されているか。

答 校務支援システムで把握している。時間外が月45時間を超える職員を注視、80時間を超える者がいれば、所属校の校長がその職員と面談。教育委員会所属の保健師による面談を行うなど適正に把握するよう努めている。



須波小学校(写真はイメージです)

一般質問



まさひろ 宮崎 市議会議員

■三原竹原線(小泉地区)の道路工事について
 ■災害時における避難所及び福祉避難所について



三原竹原線(小泉地区)道路

問 道路工事の進捗状況を問う。

答 現在は、小泉病院付近から三原市内方面に向けた、約1・1kmの未改良区間について事業を進めている。当該区間は、平成29年度から用地買収に着手し、令和5年度末の用地取得率は、面積ベースで約79%である。用地取得が完了した約300mの区間で、市道の付替え工事に着手している。

問 今後の見通しと本市の取組について問う。

答 県は、引き続き用地買収を進めるとともに、用地取得が完了した区間から順次工事に着手するとしており、市も、地元関係者の皆様に丁寧な説明を行うなど、事業推進に協力する。本市と竹原市をつなぐ、地域間の交流・連携を促進する重要な幹線道路であり、引き続き早期完成を要望していく。

災害時の避難所及び福祉避難所

問 市が指定した避難所、福祉避難所数は。高齢者等避難の発令回

数と発令が多かった月は何月か。

答 令和6年4月1日現在、市指定避難所数は87施設、協定締結による福祉避難所の数は38施設ある。高齢者等避難の発令回数は、令和元年3回、2年5回、3年4回、4年、5年は各1回の計14回、発令が多かった月は7月及び8月の各5回である。

問 災害が発生したら、高齢者や障がい者など要配慮者は、直接福祉避難所へ行くことが可能か。

答 福祉避難所の周知に取り組みべきではないか。

問 要配慮者には、一度、一般の避難所に避難し、市が受入施設と調整したうえで、福祉避難所に避難することとしており、事業者や自主防災組織と連携した訓練も実施している。福祉避難所は、市ホームページで定義や受入対象者、施設名、所在地を公開しており、今後も様々な機会を活用し、継続して周知を行っていく。

要望 一般避難所に暑さ対策として熱中症測定器を、感染対策として、二酸化炭素濃度計測器の設置を提案する。